

監査委員公告

平成23年3月24日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年8月29日

宮崎県監査委員 宮本 尊
宮崎県監査委員 山口 博
宮崎県監査委員 外山 衛
宮崎県監査委員 宮原 義久

1 県の機関を対象とした定期監査

(1) 市町村課

【監査の結果】

政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料について、証紙に消印がないなど証紙収納事務が適正に行われていないものが散見された。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

事務分掌に「証紙の消印に関すること」を加えることで証紙の消印をする者を明確にするとともに、証紙の消印に当たっては、宮崎県収入証紙条例施行規則に規定されているとおり、証紙を再度使用できないように台紙と証紙にかけて消印を明瞭に押し、消印後は担当リーダーが確認することとした。

(2) 総務事務センター

【監査の結果】

旅費の支出について、重複しているものがあった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本庁の職員に係る旅費は、財務電算システムにより、各所属が旅行命令の決裁を行った後に、総務事務センターに送付され、総務事務センターの職員が支出調書を作成している。

今回の案件は、工事検査課の職員が全く同一行程の旅行命令書を2件重複して作成し、総務事務センターに送付してきたにもかかわらず、重複に気づかず、その2件の旅行命令に係る旅費を支出したことにより指摘を受けたものである。

その要因は、支出調書作成時に旅行命令の重複チェック体制が不十分であったことによるものであり、今後は、電算システムによるチェック機能の導入や関係課との連絡体制を密にするなど、旅費の重複支給防止のチェック強化を検討することとした。

なお、当案件に係る旅費は、事実確認後、速やかに戻入手続きを行い戻入済みである。

(3) 医療薬務課

【監査の結果】

① 地域災害医療センター施設・設備整備費補助金等について、交付決定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）

② 小児科専門研修医症例研究事業委託及び研修医受入強化

事業委託について、委託契約書の作成が大幅に遅れていた。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

- ① 指摘後、直ちに事務処理を行った。
今後は、交付決定事務の未処理がないか、複数回確認する等、進捗状況の管理を徹底し、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努める。
- ② 平成23年度分の小児科専門研修医症例研究事業委託及び研修医受入強化事業委託について、当該事業に係る予算成立後、直ちに委託予定先と委託内容の協議を行い、年度当初に契約を締結するよう改善した。

(4) 健康増進課

【監査の結果】

8020運動推進特別事業委託等について、事業計画書等の提出承認が行われていないものや契約書作成が遅れているものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

委託契約の相手方に対し、事務手続の流れについて、今後、適切な時期に、適正な手順で事務処理を行うよう文書で要請し、相手方の了承も得た。

(5) 児湯福祉事務所

【監査の結果】

旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

旅行雑費が重複して支給されていたのは、手書きの「旅行命令書（公用車使用等）」とパソコン処理の「旅行命令書」の照合が不十分であったため生じたものであり、事務局監査後直ちに関係書類のチェックと戻入手続を行い、1月26日に該当職員の戻入を完了した。

今後は、このようなことがないよう内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努める。

(6) 中央保健所

【監査の結果】

犬の返還手数料等について、指定金融機関への現金払込みが遅れているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

従来から、月曜日から金曜日までの収納金額が1万円以下の場合、収納した週の金曜日に金融機関へ払い込むこととする通知に基づく取扱いとしていたところであるが、本件は金曜日に払い込むべきものが翌週の払込みとなったものである。

指摘を受けた後、収納金額にかかわらず宮崎県財務規則第44条第3項の規定に基づき、現金収納当日に払い込む方法によることとした。

(7) 日南保健所

【監査の結果】

旅費について、鉄道運賃の算出誤りにより過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

事務監査終了後、当該職員(2名)に過払いとなっている旨を通知するとともに、速やかに平成23年1月13日に当該職員(2名)に対し戻入命令を行い、1月17日に領収した。

(8) こども療育センター

【監査の結果】

- ① 被服の貸与について、職員の被服貸与規則に定められた被服貸与簿等が作成されていなかった。善処を要する。(指摘事項)
- ② レントゲンCRシステム保守業務委託等の精算払の方法について、契約内容が適切でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 未作成の被服貸与簿については、直ちに整理し作成を行った。
当該措置後は、「職員の被服貸与規則」に基づき、事務処理を行うよう関係職員に周知徹底を図った。
- ② 当該保守業務委託等の契約書については、業務委託期間完了後に最終の精算支払を行うよう、次回の業務委託契約の契約書の内容を変更することとした。
併せて、会計事務の適正化について徹底するよう職員に周知を図った。

(9) 精神保健福祉センター

【監査の結果】

「九州・沖縄・山口一斉電話相談」業務委託について、事業実績書等の事業費の確認を行わないまま委託料の額の確定を行っていた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

委託先事務所に出向き実地調査を行い確認した。今後、契約書及び仕様書について、具体的業務内容や提出すべき書類等の記載について見直しを行う等により、支出事務の改善を図ることとした。

(10) 環境管理課

【監査の結果】

未来につなぐ「ふるさとの水辺」再発見事業業務委託について、契約事務が遅れていた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

委託先のNPO法人と、本事業を効率的・効果的に執行する

ための詳細な仕様を決定するのに時間がかかった。
このようなことから今後は、当該法人との協議を早めに行い、契約事務に遅れが生じないように努める。

(11) 循環社会推進課

【監査の結果】

公用車の管理について、道路運送車両法に定められた法定定期点検整備を実施していないものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

指摘のあった22年度分の法定定期点検整備(12カ月定期点検)については、すみやかに実施した。

今後は、法定定期点検整備を確実に実施するために、運行管理簿に次の法定定期点検や車検の期日を明記するとともに、年度当初に課の行事予定に法定点検等の期日をスケジュールとして入れ込むこととした。

(12) 工業技術センター

【監査の結果】

① 委託により製作された試験研究用物品について、物品受入手続の行われていないものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)

② 植栽維持管理業務委託について、出来高計算を誤っていた。

また、実施報告書が契約書で定める期限内に提出されていないものがあつた。留意を要する。(注意事項)

③ 電気・機械設備等管理保守(運転監視)業務委託について、保守点検計画書の提出及びその承認が行われないうまま保守点検業務が実施されていた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

① 委託により製作された試験研究用物品については、生産物台帳に登録し、適正に管理を行うこととした。

② 今後、委託業務の支払時等において、内部でのチェックを徹底し、誤りを未然に防止する。

また、実施報告書についても、今後、契約書に定める内容に沿って提出がなされるよう徹底する。

③ 当該委託業務の契約相手方に対しては、直ちに保守点検計画書の提出を依頼し、提出のあつた計画書については、内容を審査の上、承認通知を行った。

今後は、計画書の提出及び承認に漏れがないように、内部でのチェックを徹底することとした。

(13) 農村整備課

【監査の結果】

土地改良区統合整備推進事業補助金について、交付決定事務が遅れていた。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

今後は、速やかに交付決定事務を行うとともに、適切な補助金等の執行管理を行うよう、職員に周知徹底を図った。

(14) 漁港漁場整備課（現所属：漁村振興課）

【監査の結果】

浮魚礁無線機器等保守点検業務委託について、点検が実施計画より大幅に遅れているとともに、実施された簡易点検の結果報告が行われていなかった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

委託業者に対し速やかに簡易点検実績報告書を提出するよう指導し、報告書の提出を受けるとともに、直ちに委託内容の検査を実施した。

今後は、委託業務の進行管理を厳密に行い、適切な事務処理に努める。

(15) 西諸県農林振興局

【監査の結果】

① 森林整備業務委託について、契約締結期限内に契約が締結されていないものがあつた。留意を要する。（指摘事項）

② 物品の損傷事故について、財務規則に定められた亡失損傷報告書が提出されていないものがあつた。留意を要する。（指摘事項）

③ 林地荒廃防止事業二八の下地区工事について、変更を指示するための監督員指示書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

① 契約締結期限内に締結されるよう、入札公告に契約締結期限等を示した文書ファイルを追加して周知することとした。

② 損傷状況を確認の上、主管課を經由し報告書の提出を行った。

今後は、財務規則に基づき適正な事務処理に努める。

③ 当該二八の下地区工事における一部の工事について、請負業者からの協議を受け、設計変更で対応することとしていたが、実際の施工が設計変更を行う前に完了したことから、結果的に指示書未作成の状態となったものである。

今後は、さらなる現場状況の適確な把握に努め、遺漏のないよう指示書を作成するなど、適正な事務処理に努める。

(16) 総合農業試験場

【監査の結果】

中山間地域における新品目導入・栽培技術確立に向けた現地試験事業に関する業務委託について、契約書の作成が大幅に遅れていた。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

契約事務に遅延が生じないように契約事務一覧表を作成し、組

織的な進行管理を図ることとした。

(17) 串間土木事務所

【監査の結果】

- ① 草刈業務委託について、除草箇所追加があったにもかかわらず、変更契約を締結しないまま部分払を行っていた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 情報開示請求に伴う収納金について、領収証に記載すべき領収証番号を記載していなかった。また、調定日を誤っているものが散見された。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 今後、除草箇所追加があるときには、請負業者へ書面(指示書)をもって指示するとともに、変更図面を作成し変更契約をすることとした。
- ② 領収証の記載については、関係規則の周知徹底を図り、適正な事務執行を図ることとした。また、調定については、処理状況を複数の職員で随時確認し、再発防止を図ることとした。

(18) 高鍋土木事務所

【監査の結果】

宮崎高鍋線歩道設置工事について、変更を指示するための監督員指示書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

今後は、変更に係る監督員指示書の作成漏れがないよう所内への周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努める。

(19) 日向土木事務所

【監査の結果】

- ① 河川法に基づく工作物の新築等の許可について、着手届及び完了届のないものが散見され、検査も実施されていなかった。善処を要する。(指摘事項)
- ② 旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)
- ③ 権現原谷川地区通常砂防工事について、変更を指示するための監督員指示書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ④ 屋外広告物更新許可について、許可期間を誤っているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 着手届及び完了届が未提出となっている申請者については、文書や電話等による督促に努めている。今後、新たな申請があつた場合は、着手届や完了届の提出指導を行うとともに、完了検査を適正に実施する。
- ② 今後、一日に複数回出張した場合に旅行雑費の調整もれ

が起こらないよう、チェック体制を強化する。

また、今回、指摘のあった重複支給については、速やかに是正を行った。

- ③ 監督員指示書の取扱いに関して、所内会議で統一的な考え方の整理を行った。

今後、当該指示書の作成漏れが起きないようにチェック体制を強化する。

- ④ 今後、更新許可案件についても、新規と同様の内容審査を行うため、チェックリストを作成するなど審査体制を強化する。

また、今回、指摘のあった案件については、速やかに是正を行った。

(20) 延岡土木事務所

【監査の結果】

トンネル内壁清掃業務委託契約について、変更契約書に記載する工期を誤っているものがあった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

該当する変更契約書については、正しい工期に訂正するとともに、書類の精査時には十分に内容を確認するよう所内への周知を図った。

(21) 工事検査課

【監査の結果】

旅行命令書について、重複しているものや旅行日を誤っているものがあった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

重複して支払った旅費については、返還手続を行った。

今後、このような誤りが生じないように、旅費担当者、課長補佐等の複数の職員が旅行命令書と旅行日程表との照合を厳密に行うこととした。

(22) 教育研修センター

【監査の結果】

冷暖房運転保守管理業務委託について、契約締結期限内に契約が締結されていないものがあった。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

財務規則第 131条の規定により、入札の落札者は落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならないが、当該業務委託契約については12日後に契約していたものである。

今後、契約締結期間内に契約が締結されるよう財務規則の内容を周知徹底し、適正な事務の執行に努める。

(23) 宮崎東高等学校

【監査の結果】

地下埋設物に係る公有財産使用料について、調定額を誤っているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、平成16年度中に申請のあった教育財産に係る公有財産使用料について、許可した際に使用料の算定を誤って調定を行い、収納不足となっていたものである。

不足分は直ちに追加調定し収納を行ったが、今後は使用料算定の根拠の確認徹底と、チェック体制の強化を図り適正な事務を行うこととした。

(24) 宮崎南高等学校

【監査の結果】

準公金について、売店会計等の事務処理に適当でないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、売店会計において、通帳への入金日と出納簿への登記日が異なっていたものや、PTA後援費特別会計において、長期間現金を金庫に保管していたものである。

これらは事務処理の誤りや遅滞が原因であるため、今後、通帳への入金日と出納簿への登記日は同一日とすることや、現金が生じた場合は、即日通帳に入金する等速やかに処理することを関係職員へ周知徹底し、準公金については、宮崎県教育委員会準公金等取扱規程に基づく厳正な管理及び取扱いに努めていく。

(25) 日南農林高等学校（現所属：日南振徳高等学校）

【監査の結果】

穀物類の生産物について、処分に係る事務処理の遅れているものが見受けられた。

また、生産物台帳への登記の時期を誤っていた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、生産物の処分（売却）の前に行うべき報告が遅れていたものである。

また、収穫時に行う生産物台帳への登記が売却時に行われていたものである。

今後は、処分前に報告を行うとともに、生産物台帳への登記を収穫時に確実にを行うよう、見直しを行った。

(26) 都城農業高等学校

【監査の結果】

旅費について、鉄道運賃及び旅行雑費の計算誤りにより支給不足となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、県外旅行の旅費計算の際に、旅行雑費の積算及び鉄道運賃の集計を誤ったため支給不足となっていたものである。

監査指摘後、速やかに旅費の追給の手続を行った。

今後は、正確な旅費計算の徹底や事務処理体制の改善により、適正な事務処理に努める。

(27) 都城商業高等学校

【監査の結果】

物品の購入について、年間の購入金額が多額であるにもかかわらず二者以上から見積りを徴取することなく、定期的に同一業者と10万円未満の随意契約を行っているものがあった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、印刷機用の消耗品について、その都度同一業者より随意契約で購入を行っていたものである。

今後については、この消耗品は年間を通して必要なことから、事前に複数の業者より見積りを徴取し、単価契約により購入することとした。

(28) 妻高等学校

【監査の結果】

- ① 旅費について、鉄道運賃の算出誤りにより過払いとなっているものがあった。善処を要する。（注意事項）
- ② 体育館渡り廊下鉄部塗装工事について、請負業者に対する監督員選任通知書が作成されていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 本件は、県外旅行の旅費の鉄道運賃の計算の際に、2枚切符で積算すべき区間を誤って通常運賃で積算していたことにより過払いとなっていたものである。
監査指摘後、速やかに旅費の戻入の手続を行った。
今後は、正確な旅費計算の徹底やチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
- ② 工事の執行に当たっては、複数の職員でのチェックを行うなどチェック体制を強化するとともに、地方自治法、県財務規則、県工事請負契約約款等の根拠規定に定められた必要書類の確実な作成を徹底していくこととした。

(29) 西都商業高等学校

【監査の結果】

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金について、保護者負担共済掛金の徴収手続が適正に行われていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金を、私費会計である教育後援会会計の中から一括して納付していたものである。

平成23年度からは、この独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金については、教育後援会会計とは別に口座振替により徴収することとした。

口座振替後はただちに現金払込書により県の歳入に納付し、

あわせて財務規則に基づく現金出納簿への記帳及び現金出納計算書を作成することとし、適切な事務処理に努めることとした。

(30) 高鍋農業高等学校

【監査の結果】

宮崎茶「角太郎」ペットボトル製造業務委託について、予定価格調書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

会計事務上必要な書類を十分に確認しなかったことが原因であった。
今後は、適正な事務処理を徹底するためチェック体制を整備するなど確認体制の強化を図っていくこととした。

(31) 都農高等学校

【監査の結果】

- ① 準公金について、会計事務取扱規程や出納簿が整備されていないなど、取扱いが適正でないものが散見された。善処を要する。(指摘事項)
- ② 概算払した旅費について、旅行完了後の精算手続が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 準公金については、会計事務取扱規程や出納簿を整備しなければならないが、これらを整備していないものがあった。
本校で管理する全ての準公金について、会計事務取扱規程や出納簿を整備し改善を図ったところであり、今後も宮崎県教育委員会準公金等取扱規程に基づく厳正な管理及び取扱いに努めていく。
- ② 概算払した旅費で旅行完了後1週間以内に精算を行う必要があるものについて、精算手続が遅れていたものがあった。
今後は、適切な時期に旅費の精算手続を行うようにするため、管理体制の整備を図る。

(32) 延岡青朋高等学校

【監査の結果】

- ① 概算払した旅費について、同額精算の場合に必要とされる所属長確認の行われていないものが散見された。
また、戻入等の精算手続の遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金について、保護者負担共済掛金の徴収時期を誤るなど、徴収事務が適正に行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 旅費の同額精算の場合に必要とされる所属長確認がなさ

れていなかったものについては、すべての書類を速やかに確認し事務処理を行った。

今後は、適切な時期に正確な旅費の精算を行うことを徹底するとともに、チェック体制を強化し再発防止に努める。

- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収を、私費会計の徴収時期に合わせて行っていたものである。

今後は、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金については、私費会計とは別に、正しい徴収時期に現金で徴収し、ただちに現金払込書により県の歳入に納付し、あわせて財務規則に基づく現金出納簿への記帳及び現金出納計算書を作成することとし、適切な事務処理に努めることとした。

(33) 延岡商業高等学校

【監査の結果】

電柱敷に係る公有財産使用料について、調定額を誤っているものがあつた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、電柱敷に係る公有財産使用料について、使用料の算定を誤って調定を行い、収納不足となっていたものである。

不足分は直ちに追加調定し収納を行ったが、今後は使用料算定の根拠の確認徹底と、チェック体制の強化を図り適正な事務を行うこととした。

(34) 富島高等学校

【監査の結果】

物品の購入について、年間の購入金額が多額であるにもかかわらず二者以上から見積りを徴取することなく、定期的に同一業者と10万円未満の随意契約を行っているものがあつた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、印刷機用の消耗品について、その都度同一業者より随意契約で購入を行っていたものである。

今後については、この消耗品は年間を通して必要なことから、事前に複数の業者より見積りを徴取し、単価契約により購入することとした。

(35) 日向高等学校

【監査の結果】

通勤手当について、月の全日にわたって通勤実績のない職員に支給されているものがあつた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、連続した複数の月に通勤実績がない職員について、確認不足のため通勤手当の支給停止の開始月を誤っていたものである。

監査指摘後、速やかに該当月の手当額の戻入手続を行った。

今後は、給与支給事務に係るチェック体制を強化し、事後確認を徹底することにより再発防止に努める。

(36) みやざき中央支援学校

【監査の結果】

印刷機賃貸借契約について、貸主が指定する消耗品等を使用することを契約条件として、賃借料を無償とする契約を締結していた。善処を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

本契約は、印刷機本体に係る消耗品の購入について、貸主が推奨する消耗品に特定することを条件に印刷機本体の賃借料を無償とする契約内容であった。

このため、当該契約を解消するとともに機器を貸主に返却した。また、印刷機用の消耗品については、複数の業者より見積りを徴取し、単価契約を行った。

今後は、宮崎県財務規則の規定に基づく適切な事務処理を徹底していく。

(37) 都城きりしま支援学校

【監査の結果】

公有財産貸付料について、調定事務が遅れているものがあつた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、校長住宅にかかる公有財産貸付料について、入居許可後速やかに調定すべきものが遅れていたものである。

今後は、事務室内でのチェック体制の強化を図り、事務の進行管理をより厳密に行い、適正な処理に努めることとした。

(38) 日向ひまわり支援学校

【監査の結果】

花壇撤去工事について、内容の変更があつたにもかかわらず、設計額を算出することなく変更契約を締結していた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、工事内容の変更に関して、業者と協議した内容に係る設計額の積算を行わないまま変更契約を締結していたものである。

今後は、変更契約に際しては協議内容を踏まえて、主管課である財務福利課とも十分協議を行いながら設計額を算出することとし、併せて学校内でのチェック体制の強化を図ることとした。

2 県の機関を対象とした随時監査

(1) 水産試験場

【監査の結果】

非常勤職員等の休暇取得申請について、承認の決裁がなされていなかった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、非常勤職員の休暇取得承認において、口頭により休暇確認を行ったままで、休暇処理簿による承認決裁がなされていなかったものである。

監査指摘を受け、直ちに承認決裁を行った。また、再発防止のため、職員に休暇取得申請手続を徹底させ、申請の都度承認決裁を行うとともに、適宜、事務処理状況を点検確認することとした。

(2) 高岡土木事務所

【監査の結果】

郵便切手の管理について、出納簿記載数と現物数の不突合があるなど適正に行われていなかった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

郵便切手の管理については、12月に多量の郵送等があり、出納簿に誤った転記をしていたために、不突合があった。

今後は、日々の現物確認を行うとともに、月初めには他の会計員により出納簿との確認を行い、適正な事務処理に努めていく。

(3) 中部港湾事務所

【監査の結果】

① 宮崎港浮棧橋使用料等について、財務規則に定められた滞納整理票が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

② 植栽年間管理業務委託について、契約書に定めのない部分払を行っているものがあった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

① 財務規則で定められた滞納整理票を作成した。
今後は、財務規則の内容の周知徹底を図り、適正な事務の執行に努めることとした。

② 年間数回実施の必要がある植栽管理について、実施毎に支払を行っていたが、誤って精算払のみの条項のある契約書を交わしていたものである。
今後は、適正な事務の執行に努めることとした。

(4) 美術館

【監査の結果】

図録販売に伴う収納金について、指定金融機関への払込みの遅れているものがあった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

本件は、収納した図録販売代金について、事務の遅滞により指定金融機関への払込みが遅れたものである。

今後は、金庫内の収納金の保管状況を関係職員で毎日確認し、収納があった場合は指定金融機関に払い込むよう徹底する。

